

<旅行業務取扱料金表>

新潟県知事登録旅行業 地域-466号
おいしい旅 つばめ至る
2024年6月4日

このたびは当社をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社では、お客様との旅行の契約または相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。
この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。
更なるお客様へのサービス向上に努力して参りますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行代金総額の20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき1100円以上、 旅行代金総額の20%以内
	宿泊機関のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき1100円以上、 旅行代金総額の20%以内
	運送機関のみの場合		1件につき1100円以上、 旅行代金総額の20%以内
	添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の 旅行代金総額の20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき1100円以上、 旅行代金総額の20%以内
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき1100円
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)		1件につき1100円
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の 旅行代金総額の20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき1100円以上、 旅行代金総額の20%以内
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき1100円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき1100円

連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき1100円 (電話料、電報料は別)
-------	---------------------------------	---------------------------

(注)

- 1) 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2) お客様の希望により変更又は取消を行う場合、クーポン券類をお渡りする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部又は全部を終了している時には、運送機関・宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手数料金、取消手数料金を申し受けます。
- 3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4) 上記料金には消費税が含まれています。
- 5) 「運送機関」とは、JRを除く私鉄・バス等をいいます。
- 6) 添乗員の交通費・宿泊費・食事代、その他同行するために必要な経費は別途実費を申し受けます。
- 7) 上記料金には電話料・通信費・送料等実費は含まれません。係る実費を別途申し受けることがあります。

相談料金

区分	内 容	料 金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 3300円 以降30分ごと 2200円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき3300円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金2200円 旅行日程1日につき1100円
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき2200円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1500円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に4400円増

(注)

- 1) 上記料金には消費税が含まれています。
- 2) 上記料金には電話料・通信費・送料・出張相談の際の交通費等実費は含まれません。係る実費を別途申し受けることがあります。